

# 平成 29 年度 第 1 回 ブロック運営委員長会議が開催されました！

8/23（水）協会事務所にて、副会長・事務局と各ブロックの運営委員長が出席し、第 1 回ブロック運営委員長会議を開催しました。平成 27 年の法人化を機に年 2 回開催しています。会議では、各ブロックの活動報告や研修・ブロック運営等に関して意見交換が行われています。

意見交換では、研修の講師・企画、ブロック内の連絡方法等についての発言が多く聞かれました。  
幾つかご紹介をさせていただきます。  
ブロック運営を行う上で参考になれば幸いです。



## 1. 意見交換

### 1) 研修に関する意見

- ◆研修講師の依頼について、所属機関の医師に依頼する事が可能な運営委員長がおり、講師料に関しても無料で相談可能との話しあり。以前にブロック研修にて、テーマ「高次脳機能障害について～MSWに知っておいてほしいこと～」と題し研修を行い、好評であった。
- ◆研修テーマが決定後、講師の選定に関する相談について、ブロック運営委員長のメーリングリストを活用し、他ブロックの運営委員長へ意見を求める事も可能。
- ◆研修企画について、運営委員で幾つかの候補に絞り、会員施設へアンケート形式で選択していただき、研修テーマを決定しているブロックもあり。

### 2) ブロック内の連絡方法

- ◆FAXからメール（BCC配信）での連絡方法に変更となり、会員施設への研修案内の周知等を行う際の作業負担が軽減された。
- ◆運営委員間の連絡方法について、LINEグループにて行うようになり、運営委員会の開催頻度が減った

### 3) 会員情報の把握

- ◆会員の入・退会情報を把握する方法はないか？

**回答** 加藤事務局次長より、理事・運営委員長へ最新の入退会情報について、メール配信を行っていたが、6月を最後に行われておらず、7月に遡って配信予定。

#### 4) 委嘱状の発行

◆運営委員長、運営委員については、勤務時間内での会議への参加や時間外であっても早めに職場を離れる必要あり。そのため、所属先に会議への参加を公に認めてもらうため、協会側より委嘱状を発行してほしいとの意見あり。希望される対象範囲は、運営委員長と運営委員となる。

**回答** 前向きに検討をさせていただく。

運営委員長・運営委員の委嘱状の扱いについては以下の通りとなる。

運営委員長：全員に委嘱状を発行 運営委員：希望者に委嘱状を発行

## 2. 副会長・事務局報告

### 1) 2016 年度退院支援加算動向調査報告書（野田副会長）

全国会長会からの依頼にて、昨年度の年度末に各ブロックの医療機関に調査協力を依頼した退院支援加算動向調査への協力について感謝の言葉あり。また、現在、日本医療社会福祉協会のHPより調査報告書の閲覧が可能である旨、報告あり。

### 2) 会費納入のアナウンスについて（加藤事務局次長）

例年同様の水準ではあるが、現状で50%の納入率となっている。例年、秋頃より理事・運営委員長に未納者への入金催促について、電話連絡をお願いしている。少しでも理事・運営委員長の負担を軽減できるよう、ブロック会員が集まる場があれば、会費納入についてアナウンスをお願いしたい。

会議後は懇親会を行い、ブロック活動や日常業務、プライベートな話題等、大変楽しく有意義な交流の場となりました！

次回、3/21（水）に第2回ブロック運営委員長会議を開催予定です。ブロック運営を行っていく上で有用な意見を会員のみなさまと共有できるよう、今後もこのようなかたちで報告を行っていきます。



報告者：名古屋共立病院 加藤哲也